

令和7年2月28日  
＜問い合わせ先＞  
住宅局建築指導課  
住宅局参事官(建築企画担当)付  
代表 03-5253-8111

建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件等の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年9月5日（水）から10月4日（金）までの期間において、建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件等の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。

上記告示案に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件等の一部を改正する告示案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※10の個人・団体から合計16件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

| No.                           | パブリックコメントにおける主なご意見等   | 国土交通省の考え方   |
|-------------------------------|---|---|
| <b>(1) Ⅰ. 特定主要構造部告示等の一部改正</b> |   |   |
| 1                             | 45分間防火設備（木材）の開口部の寸法について、1mm単位の細かい数値まで規定されているが、その理由と計算式を提示してほしい。 | 求められる性能を満たす仕様として、試験結果等を踏まえ、1mm単位で規定しているところです。告示規定は、試験に基づき定めているため、計算式はありません。   |
| 2                             | 本告示において改正する防火設備等の寸法について、数値だけでなく、図面等によって示してほしい。                  | 告示において図面等で寸法を明示することは困難ですが、寸法について、今後マニュアル等にて分かりやすくお示しする予定です。   |
| 3                             | 吊元に丁番がある縦開戸・横開戸は本告示に規定する縦すべり出し戸・横すべり出し戸に該当するのか。                 | 吊元に丁番がある仕様については本告示案において規定する縦すべり出し戸・横すべり出し戸には該当しません。   |
| 4                             | 今回の改正によって、現行の基準に適合させて造った45分間防火設備（木材）が使用できなくなる場合があるという認識で良いか。    | 本告示の施行（公布と同時に施行）後においては、45分間防火設備（木材）について、改正後の基準に適合させる必要があります。そのため、改正前の基準に適合した「45分間防火設備」のうち、改正後の基準に適合しないものについては、本告示の施行後においては、「45分間防火設備」として使用することはできません。 |

| <b>(2) II. 壁等告示等の一部改正</b>    |   |   |
|------------------------------|---|---|
| 5                            | 「防火上支障のある影響を及ぼさない程度の応力を伝える構造方法」について、具体的にどういった応力や構造方法を指しているのか、告示において明確に規定すべき。  | 告示案においては、建築基準法施行令第109条の8の規定を踏まえ、「壁等が、当該壁等以外の建築物の部分（中略）とエキスパンションジョイントその他の相互に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせる応力を伝えない構造方法（延焼防止上支障がないものに限る。）のみで接するものであること。」と規定しています。<br><br>なお、より詳細な基準については、技術的助言等においてお示しいたします。          |
| <b>(3) III. 特定区画告示等の一部改正</b> |   |   |
| 6                            | 給水管等が特定区画を貫通する場合において、今回新たに給水管等と特定区画との隙間に用いることが可能になる「アルカリアースシリケート」とは、どのように定義されるのか。   | 本告示案において、「アルカリアースシリケート（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化カルシウム及び酸化マグネシウムである人造鉱物繊維材料をいい、かさ比重が0・一二八以上で、かつ、加熱線収縮率が三パーセント以下のものに限る。）」のように規定することを予定しています。  |
| 7                            | 本告示案において、特定区画を貫通することができる管として新たに耐火二層管を規定することを予定しているが、耐火二層管と同等の性能を有すると考えられる管についても同様に本告示に規定することや、特定区画を貫通する管についての大蔵大臣認定を取得する際の評価方法について明示するなどの措置を講じるべきではないか。 | 認定実績が多く、普及が進んでいる仕様のうち、試験によって性能を確認したものについて、告示に位置づけることとしております。耐火二層管以外の管についても、認定実績や普及状況等を踏まえて必要だと認められる場合であって、求められる性能を有していることが確認できた場合には、引き続き告示に位置づけることを検討して参ります。<br><br>なお後段の部分については、今後の施策の推進にあたって参考とさせていただきます。 |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 8 | 耐火二層管自体は JIS 等の統一的な規格が定められていないため、本告示において耐火二層管の規格等を明確にすべき。 | 本告示案における耐火二層管は、建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第 193 号）を踏まえ、「硬質塩化ビニルで造られた内管と繊維モルタル（有機物の量が重量の 8 パーセント以下のものに限る。）で造られた外管の二層構造としたものであって、管の外径等が一定のもの」と規定することを予定しております。 |
|---|---|--|